

認定こども園（もずめこども園）の利用定員の変更について

もずめこども園の利用定員について、出生数やこども人口の変化、子育て世帯の多様なニーズへの対応、今後の見込み等に応じて、令和8年度より、1号認定を5人引き上げ10人とし、2・3号認定を5人引き下げ145人とするもの

利用定員については、出生数やこども人口の変化、幼児教育や保育へのニーズの状況、今後の見込み等に応じて適切に設定することが必要とされている。

また、当該園については、今後も本市の状況や様々なニーズに対して、柔軟な対応を行うことに努めることとされている。

これらのことを踏まえ、認可定員の範囲内で利用定員の変更を行うもの

■ 利用定員の変化

(単位：人)

認定区分	年齢	変更前			変更後		増減
1号認定	満3歳～	5			10		5
2号認定	5歳児	30	150	➡	29	145	▲5
	4歳児	30			28		
	3歳児	30			28		
3号認定	2歳児	25			25		
	1歳児	20			20		
	0歳児	15			15		
利用定員合計		155					155

■ 各種用語

○認可定員

保育所等を「認可」する際、認可権者（府）が設備や面積等の基準の範囲内で受入児童数の上限について定めるもの

○利用定員

認可定員の範囲内で施設・事業者からの申請に基づき市町村が区分や年齢ごとに給付費（委託費）の単価水準を定めるもの

○1号認定

満3歳以上の小学校未就学の子どもであって、2号認定以外（保育を要さない）のもの

○2号認定

満3歳以上の小学校未就学の子どもであって、保護者の就労等により保育を要するもの

○3号認定

満3歳未満の小学校未就学の子どもであって、保護者の就労等により保育を要するもの